

松山市建設工事低入札者排除措置要領

(目的)

第1条 この要領は、市（公営企業局を含む。以下同じ。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札における公正な競争と品質を確保するため、繰り返し調査基準価格（調査基準基礎価格を設けた案件にあつては調査基準基礎価格）を下回った入札（以下「低入札」という。）を行う者（以下「低入札者」という。）に対して、競争入札から排除するために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市が発注する建設工事の低入札者に適用する（入札の無効及び失格となった者を含む。）。ただし、共同企業体が低入札を行った場合については、当該共同企業体の各構成員を低入札者として取り扱うものとする。

(注意喚起)

第3条 市長は、低入札の再発を防止するため、低入札者に対して、様式第1号により注意喚起を行うものとする。

(排除措置の対象となる低入札の回数)

第4条 市が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札からの排除（以下「排除措置」という。）については、当該年度において、累計回数2回以上低入札を行った者（以下「排除措置対象者」という。）に対して行う。

2 共同企業体が低入札を行った場合は、代表者にあつては1回、代表者以外の構成員にあつては当該共同企業体に出資した割合だけ低入札を行ったものとする。

3 排除措置期間満了後は、当該年度内の累計回数を0とし、低入札回数を再度起算する。

(排除措置期間)

第5条 排除措置期間は、累計回数2回目の低入札を行った案件の開札日の翌日（当該日が土・日・祝祭日の場合は、その翌日）から3箇月とする。

(通知)

第6条 市長は、排除措置対象者へ様式第2号により、入札から排除する旨通知する。

(排除措置)

第7条 市長は、排除措置期間内において、次の各号に掲げるとおり措置を行う。

- (1) 一般競争入札においては、排除措置対象者は入札に参加できないものとする。
- (2) 指名競争入札においては、排除措置対象者は指名しないものとする。
- (3) 共同企業体の構成員のいずれかが排除措置対象者であり排除措置期間が満了していない場合は、当該共同企業体は入札に参加できない。
- (4) 排除措置対象者が行った排除措置期間内に開札する案件の入札は無効とする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

第 号
年 月 日

様

松山市長

低入札に係る注意喚起について

年 月 日に開札を行った下記案件について、貴社の入札は調査基準価格（調査基準基礎価格）を下回りましたのでお知らせします。

なお、市（公営企業局を含む。）が発注する建設工事の競争入札において2回以上低入札が行われた場合は、松山市建設工事低入札者排除措置要領に基づき、3箇月間入札に参加できなくなりますので注意してください。

記

件名

(様式第 2 号)

第 号
年 月 日

様

松山市長

競争入札への入札参加制限について

年 月 日に開札を行った下記案件について、貴社の入札は調査基準価格（調査基準基礎価格）を下回りましたので、松山市建設工事低入札者排除措置要領に基づき、下記の期間において市（公営企業局を含む。）が発注する建設工事の競争入札に参加できないこととなりましたのでお知らせします。

記

件名

排除期間 年 月 日 ～ 年 月 日